（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十条の十　法第四十七条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

２　法第四十七条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一・二　（略）

三　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、指定港内船舶（法第四十七条第一項で規定する船舶をいう。以下この項において同じ。）の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

四・五　（略）

（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十条の十一　法第四十七条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（職権の委任）

第二十条の十二　法第四十七条第一項並びに法第四十八条第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

２　法第四十六条の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

３　管区海上保安本部長は、法第四十七条第一項及び法第四十八条第二項の規定による職権を東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

別表第六（第二十条の六関係）

港の名称	区域
京浜	ＪＥＲＡ扇島ＬＮＧバース灯（北緯三十五度二十八分十五秒東経百三十九度四十四分二十秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ五十四度及び百六十八度に引いた線以東の部分、東京ガス扇島ＬＮＧバース灯（北緯三十五度二十七分四十三秒東経百三十九度四十三分八秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ百三十五度三十分及び百八十三度に引いた線以南の部分、横浜大黒防波堤西灯台から百九十四度四千二百四十メートルの地点を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ五十八度及び九十六度に引いた線以東の部分、第一号及び第二号に掲げる地点を結んだ線、第三号及び第四号に掲げる地点を結んだ線、第五号及び第六号に掲げる地点を結んだ線、第七号から第九号までに掲げる地点を順次に結んだ線、第十号から第十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面 一　横浜大黒防波堤西灯台から百四十九度三十分五千二百二十メートルの地点 二　横浜大黒防波堤西灯台から百七十八度三十分四千四百九十メートルの地点 三　横浜大黒防波堤西灯台から百九十一度四千四百四十メートルの地点

（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十条の七　法第四十五条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

２　法第四十五条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一・二　（略）

三　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、指定港内船舶（法第四十五条第一項で規定する船舶をいう。以下この項において同じ。）の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

四・五　（略）

（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十条の八　法第四十五条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（職権の委任）

第二十条の九　法第四十五条第一項及び法第四十六条の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

２　法第四十四条の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

３　管区海上保安本部長は、法第四十五条第一項及び法第四十六条の規定による職権を東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

（新設）